

第2次新潟市障がい者計画 評価及び成果と課題

1 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① 障がい者が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くようにします。</p> <p>今後は、困難事例や広域的な調整等に対応できる基幹相談支援センター機能を構築します。</p> <p>また、各区役所や関連部署との連携を深め、職員や相談員の能力向上に努めていきます。</p> <p>併せて、サービス等利用計画作成の対象者の拡大に対応していきます。</p> <p>その中で、家族の状況など障がい者を取りまく環境の変化にともなう不安を解消し、障がい者が地域で安心して自立した生活ができるよう、在宅サービスや経済的支援、権利擁護の相談などの必要な情報や支援を受けられるようにします。</p> <p>障がい者相談支援事業を実施し、専門的な相談員やピアカウンセラーの配置を進め、障がい種別にかかわらず、相談する人の立場に立った相談や情報の提供を総合的に行う拠点を行政区ごとに整備するとともに、地域では保健師などが専門機関との連携を図り、相談支援体制を推進します。</p>	<p>○ 委託相談支援事業所や地域の障がい者相談員、障がい児支援コーディネーター等を通じ、障がい者やその家族に各種情報の提供や適切な支援を行い、相談実績は毎年増加しました。</p> <p>○ 委託相談支援事業所を再編成（8箇所→4箇所に集約）し、基幹型相談支援センターを設置（H26.10）しました。今後は、基幹型相談支援センターを中心に困難事例に対応するとともに、職員・相談員等の専門性の向上を図り、相談支援体制を強化する必要があります。</p>
<p>② さらに、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の相談に対応できるよう、夜間を含めた常時の連絡体制の確保に努めます。</p>	<p>○ 4区を対象としていた緊急時相談体制については、H26年度に全8区に拡大し、連絡体制を確立しました。今後は制度周知に努めるとともに、利用者の拡大を図り、障がい者やその家族の地域生活を支援していきます。</p>
<p>③ 発達障がい、難病、高次脳機能障がいなどへの対応については、それぞれの障がいに関する専門医療機関との連携および支援体制の充実に努めます。</p>	<p>○ 発達障がいへの対応については、相談の窓口である嘱託医がつなぎ役となり、専門医療機関との連携を図りました。</p> <p>○ 難病の患者に対する医療等に関する法律（H26.5.30公布、H27.1.1施行）に「難病対策地域協議会を置くよう努めるものとする」と規定されたことから、新潟市難病対策連絡会議のあり方について検討が必要です。</p> <p>○ 新潟圏域高次脳機能障害支援従事者研修会の開催し、高次脳障害に関する支援方法の普及及び関係者の資質向上を図りました。</p>

<p>④ 発達障がいへの支援については、乳幼児期から学校、卒業後の就労へと途切れのない支援を行うためには、保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野が相互に連携し、一人ひとりの障がい種別に応じた早期からの支援体制が重要となることから、関係機関との連携を図るとともに、発達障がい支援センターにおいて、発達障がい者やその家族に対する相談支援体制の強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新潟市発達障がい支援センターでは相談支援員を2名増員（H24年度1名・H26年度1名）し、相談支援体制を強化しました。</li> <li>○ 保育園・幼稚園に配置を進めている発達支援コーディネーターについては、コーディネーターをフォローする体制づくりが今後の課題です。</li> <li>○ 全区で実施している療育教室は、身近な地域で療育支援を受けられる場として重要な役割を担っており、今後も保健・福祉分野が連携し、チームとして療育支援を行うことが必要です。</li> </ul>
<p>⑤ また、自宅でのひきこもりに対する支援については、ひきこもり相談支援センターが関係機関と連携しながら、ひきこもりで悩むご本人や家族支援も含めた訪問支援活動も実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひきこもり相談支援センターでは相談員を1名増員（H25年度）し、相談支援体制を強化しました。また、ひきこもり支援連絡会を開催し、ひきこもりに関する課題の抽出や支援機関の連携体制について検討を行いました。実態把握や相談先の周知、連携体制の強化が今後の課題です。</li> </ul>
<p>⑥ これらの相談支援体制を効果的に実施するため、地域自立支援協議会等で当事者からの意見を反映させながら、困難事例への対応等について定期的な協議を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域自立支援協議会全体会、運営事務局会議、区自立支援協議会、進路検討部会等を設置・運営し、地域の障がい福祉に関する関係機関のネットワーク構築を行うとともに、困難事例への対応等の協議を行いました。また、短期入所事業所が少なく、夜間の緊急的な受入先が不足しているという地域課題から、通所施設における夜間支援事業（H26.6事業開始）について検討するなど、地域の課題を必要な施策に繋げました。</li> </ul>

（2）在宅サービスの充実

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① 必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居宅介護を始めとする各種サービスの適切な供給と質の向上に努めました。計画期間においては、生活介護8箇所、就労系事業所20箇所、グループホーム19箇所など施設整備を行いました。しかし、①強度行動障がい児者や重症心身障がい児者等が利用できる事業所、②行動援護事業所、③グループホーム、④短期入所が不足しているため、これらの施設の新規開設をいかにして増やすかが課題です。</li> <li>○ 訪問入浴事業では、H26年度夏季において利用回数の上限を週2回から週3回に増やし、</li> </ul>

	<p>重度障がい者の福祉の向上に努めました。</p> <p>○ 障害者総合支援法の障がい者の範囲に難病等が追加（H25.4）され、難病等の方は身体障害者手帳の有無に関わらず、必要な障害福祉サービス等が受けられることになったため、引き続き周知が必要です。</p>
② 利用者にとって、より質の高いサービスを安定的、継続的に提供するためには、多くの事業者の参入が不可欠でありますので、今後もサービスの利用状況を踏まえながら、サービス供給基盤の整備・充実・質の向上に引き続き取り組んでいきます。	<p>○ 障がい者（児）施設・事業所の整備のための補助を行い、サービス基盤の充実を図りました。計画期間においては、生活介護8箇所、就労系事業所20箇所、グループホーム19箇所など施設整備を行いました。しかし、①強度行動障がい児者や重症心身障がい児者等が利用できる事業所、②行動援護事業所、③グループホーム、④短期入所が不足しているため、これらの施設の新規開設をいかにして増やすかが課題です。</p>
③ 利用者がサービスを選択し、安心して利用していくために、事業者による自己評価、利用者による評価、第三者機関による外部評価など、様々な手法について検討していきます。	<p>○ 左記方向性に向けた取り組みを検討しました。</p>

### （3）経済的な支援

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
① 障がい者の生活基盤の安定を図るため、各種手当の制度周知に努め、手当の適切な支給を行います。	<p>○ 各種手当の支給により経済的な支援を行いました。障がい者の生活基盤の安定を図るため、引き続き制度周知に努め、各種手当の適切な支給を行う必要があります。</p>
② 移動が困難な重度障がい者の外出を支援する、各種助成制度の周知を徹底するとともに、制度の利便性向上に努めます。	<p>○ 障がい者の社会活動等への参加を支援するため、福祉タクシー利用助成等各種助成を行いました。経済的負担を軽減するため、引き続き各種制度の周知に努める必要があります。</p>
③ また、障がい福祉サービスの利用者負担については、市独自の負担軽減策を実施し、障がい者の経済的な負担の軽減を図ります。	<p>○ 市民税課税世帯の自己負担額の2割軽減を引き続き実施し、利用者負担の軽減を図りました。</p>

### （4）サービス基盤の充実

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
① グループホームなどの住まいの場と、ホームヘルプなどの訪問サービスについても充実を図ります。	<p>○ 障がい者（児）施設・事業所の整備のための補助を行い、サービス基盤の充実を図りました。計画期間においては、生活介護8箇所、就労系事業所20箇所、グループホーム19</p>

<p>障がい者が地域で自立して生活していくため、サービス基盤の整備・充実・質の向上に努め、地域生活への移行を促進します。このため、グループホーム、ケアホームの一層の整備に努めるとともに、施設入所待機者の解消に向けた施設整備など継続的に推進していくための検討を行います。</p> <p>増加する特別支援学校卒業生に対応できるよう、生活介護事業所などの施設の充実に努めます。</p>	<p>箇所など施設整備を行いました。しかし、①強度行動障がい児者や重症心身障がい児者等が利用できる事業所、②行動援護事業所、③グループホーム、④短期入所が不足しているため、これらの施設の新規開設をいかにして増やすかが課題です。</p> <p>○ 施設入所待機者の解消に向けて、訪問による待機者の実態把握を行いました。把握した内容を分析し、待機者のニーズに合わせたサービスの充実に取り組む必要があります。</p>
<p>② 精神障がい者の退院促進に向けて、地域コーディネーターを担える相談支援事業所を整備し、地域移行を促進します。</p>	<p>○ 地域体制整備コーディネーターより、地域移行・地域定着事業に関して精神科病院への普及啓発、相談支援事業所への技術援助を行うとともに、「地域移行支援推進会議」において、地域体制整備を進めて行くための課題等の検討を行いました。</p> <p>新潟市は精神科病院、相談支援事業所、多数の障がい福祉サービス事業所等があることから、行政機関、病院、関係事業所の顔の見える関係が必要であり、地域移行を推進していくためには、これらのネットワークの再構築、支援技術の底上げが課題です。</p>
<p>③ また、常時医療的なケアが必要な身体障がい者や重度の知的障がい者、精神障がい者など、地域で自立した生活が困難な障がい者のための施設入所支援や受診支援も、必要に応じて継続していきます。</p>	<p>○ 左記方向性について継続して実施しました。</p>

(5) 地域生活を支える人づくり

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① 地域生活支援事業などにより、在宅障がい者に対する福祉サービスの利用援助や、社会生活を高めるための支援を行い、障がい者やその家族の地域生活を支援します。</p>	<p>○ 精神障がい者に対するデイケアについては、市内精神科医療機関では10か所実施しました。市では1か所実施し、日中の居場所を提供し、利用者同士の交流を通して、社会生活の技能の向上を図りました。</p> <p>市のデイケアについては、法定施設との併用など、位置づけ、役割の整理が課題であり検討が必要です。</p>
<p>② また、障がい者やその家族による当事者活動の支援を行い、地域社会での共助の仕組みづくりを図っていきます。</p>	<p>○ 精神障がい者の家族向けの教室を開催し、病気や障がいについての知識や適切な援助方法についての普及啓発に努めました。また、家族同士の交流の促進を図りました。</p> <p>疾患によっては、家族会や家族の学習の場が不足しているため、ニーズに応じた学習、交流の場を提供しました。</p>

<p>③ 今後も社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携し、ボランティアやNPO法人などの住民参加型在宅福祉サービス団体の活動を支援するとともに、支援者・団体・サービス事業者のネットワークづくりをサポートします。</p>	<p>○ 「こころの健康づくり講座」を開催し、精神保健福祉ボランティアの育成及び市民のこころの健康づくりを図りました。講座の参加者は、高齢者が多く、働いている方、学生等の参加者をいかに増やすかが課題です。</p>
<p>④ 当事者からの要望として、障がい者の理解のための講演会や講座の開催を望む声が多くありました。このことから、各種教室・講座・研修などを継続して実施し、病気や障がいについて正しい知識の普及啓発を図るとともに、人材の育成などに努めていきます。</p>	<p>○ 「いじめ・生きづらさ」「依存症」をテーマに市民講座・自殺予防ゲートキーパー養成研修会を開催し、一般市民への普及啓発を行いました。今後も参加者アンケートの結果（8割が「良かった」と回答）やトピックスをもとに、市民の関心の高い問題を取り上げ、開催を継続します。</p> <p>○ 精神保健福祉に従事する職員を対象に精神保健福祉研修会を開催し、精神保健福祉の正しい知識と理解の普及を図りました。</p>

(6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援

<p>施策の方向性</p>	<p>施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）</p>
<p>① 障がい者の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、文化活動やスポーツ活動の機会を確保するとともに、より多くの障がい者や地域住民が気軽に参加できるよう、活動事業の内容を工夫し広報していきます。</p>	<p>○ 「新潟県障害者スポーツ大会」、「スポーツ教室」を開催（県と共催）し、障がい者の社会参加及び健康づくりを推進しました。</p> <p>○ 新潟シティマラソンでは、H25年度より聴覚障がい者向けに手話奉仕員を開会式に加え、総合案内所（2ヶ所）にも配置しました。H26年度からは、視覚障がい者ランナー団体からの要望に応え、同ランナーのための控所を設置しました。</p>
<p>② また、障がい者のスポーツによる機能回復や体力維持を図るため、障がい者スポーツ指導者を養成するとともに、スペシャルオリンピックスを含めた障がい別のスポーツ活動への支援を行います。</p>	<p>○ 障がい者スポーツの支援者を対象にした講習会を開催し、育成の強化を図りました。</p>
<p>③ さらに、日常生活を豊かなものにするためには、余暇を使って趣味を行うなど、様々なことに興味を持つことが必要であり、余暇活動を充実したものにするための支援を行います。</p>	<p>○ リフト付き福祉バス等を運行し、移動手段の面から障がい者の社会参加を支援しました。</p> <p>○ 「福祉をかえる『アート化』セミナー」では、参加した福祉施設職員等に対し、全国の先進的な障がい者のアート活動を紹介し、福祉の現場でアート活動に取り組むための支援を行いました。</p>

(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① 障がい者が言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるよう、また情報の取得や利用のための手段について選択できる機会の拡大を図るよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話奉仕員・要約筆記奉仕員を派遣し、障がい者の意思疎通のための支援を行い、社会参加を促進しました。</li> <li>○ 全 8 区役所の健康福祉課に手話のできる窓口相談員を引き続き設置し、各種手続き等が円滑に進むよう支援を行いました。</li> <li>○ 広報テレビの手話放送（年 4 回）や、市報にいがたの点字版・音声版を毎週発行し、聴覚障がい者や視覚障がい者の情報取得や利用のための手段を確保しました。</li> <li>○ 「福祉のしおり」については、冊子のほか音声版の作成、市ホームページへの掲載により、各種手当や助成、その他障がい福祉サービスの情報提供を行いました。</li> </ul>
<p>② コミュニケーション支援を必要とする障がい者に対して、手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の派遣や養成を行い、地域で障がい者を支える人材を養成するとともにさらなるスキルアップを図っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成講座のほかスキルアップ講座を開催し、奉仕員の技術向上を図りました。派遣件数の多い平日の日中（個人の医療機関への受診）に派遣できる手話奉仕員及び要約筆記（パソコン）奉仕員の確保が課題です。</li> </ul>
<p>③ また、インターネット、携帯電話などの IT を活用した情報提供を積極的に行うとともに、障がい者がパソコンなどの IT 機器を、気軽に利用できるようなサポート体制の整備を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ウェブアクセシビリティに配慮したページを作成するとともに、音声読み上げなどにも対応し、全ての方にとって利用しやすいホームページ作りを行いました。</li> <li>○ 障がい者 IT サポートセンターでは、IT 機器に関する相談・訪問サポートを実施するとともに、特別支援学校・医療関係者向けの講演会を開催し、サポート体制の整備と支援機器に関する情報提供を行いました。</li> </ul>
<p>④ 市のホームページについても、内容の充実はもちろん、高齢者や様々な障がいがある利用者にも、利用にあたって不自由さを感じることのないユニバーサルデザインに対応したページを作成していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成し、品質を高めるとともに、内容の充実を図りました。</li> </ul>

(8) 権利擁護の推進

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① 障がい者や家族の権利擁護のため専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成していますが、必要とする方が円滑に利用できるよう、「新潟市における成年後見制度普及のためのアクションプラン」により制度の普及に努めます。</p>	<p>○ 障がい者のための無料法律相談や成年後見制度利用支援事業については、利用件数が少ないことから、今後も制度の普及に努める必要があります。</p>
<p>② また、H24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行にあわせ、市町村障がい者虐待防止センターを始めとする虐待防止事業に取り組みます。</p> <p>障がい者がその人らしく地域で安心して自立した生活を送るため、障がい者の権利を守るための事業の一層の充実を図るとともに、障がい者に対する差別や虐待等に速やかに対応できる仕組みを検討します。</p>	<p>○ 新潟市障がい者虐待防止センターを運営し、障がい者虐待の防止のための啓発活動に取り組むとともに、虐待事例に対して速やかに対応しました。</p> <p>○ 共生社会の実現を目的とした「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例」に係る検討会を設置（H25.4）し、新たな条例の制定に向け、検討を重ねました。条例では、差別が起きてしまった場合の事後対応策として、相談・紛争解決機関を設け、障がい者差別の解決を図る仕組みを検討しました。</p>
<p>③ また、各種福祉サービス提供者における苦情解決システムの徹底を図ります。</p>	<p>○ 事業所指定にあたり、利用者等からの苦情相談窓口等苦情解決システムを明確にし、徹底を図りました。</p>

2 保健・医療・福祉の充実

(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① 今後は、さらに早期気づき・支援につなげるための乳幼児健康診査の充実と、障がいに気づいた後の専門的相談体制の充実および専門機関との連携を図っていくほか、保護者についても子どもの特性について理解できるような相談体制を整えていきます。</p> <p>あわせて、身近な地域での相談体制・ネットワークの整備を図り、また、生活習慣病等の健康診査の周知・充実を図ります。</p>	<p>○ 乳幼児健康診査等（乳児、1歳6ヶ月児、3歳児）を継続して実施し、子育てやことばの発達、食生活等の助言及び歯科保健指導などを実施しました。健康診査で発達障がい等の疑いのある（定型発達ではない）児を発見し、相談したものの、保護者が子どもの特性について十分理解できないまま、入園や入学を迎えることも多いことから、関係機関との連携を深める中で、継続して支援する必要があります。</p> <p>○ 4つの区に障がい児支援コーディネーターを配置（H26.10、委託相談事業所から基幹型相談支援センターに配置換え）し、障がい児に関する専門的相談体制の充実を図りました。</p>

	また、障がい児支援コーディネーターの情報共有や相談スキル向上を図ることを目的とした支援会議（毎月実施）を行いました。
② また、学齢期における統合失調症などの支援について教育機関を中心に関係機関と連携し、効果的な対応について検討します。	○ 学齢期・思春期には、様々な精神疾患が好発することから、教育関係者への精神疾患に関する普及啓発が課題となっています。また、教育機関と相談機関の連携の強化も課題です。

(2) 医療およびリハビリテーションの充実

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
① 障がい者が安心して医療サービスを受けられるよう、医療費助成を引き続き行うとともに、医療機関との連携・強化に努めます。	○ 重度心身障がい者医療費助成について、H26.9から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を助成対象に加え、名称を重度障がい者医療費助成に変更しました。
② 歯科については、口腔保健福祉センターを中心として障がい者の診療を行い、健診の重要性に鑑み、その体制の整備を図るとともに、福祉関係者に対し、口腔内の健康の大切さを理解してもらえよう、適切な情報の提供に努めていきます。	○ 口腔保健福祉センターを運営し、休日の急患歯科診療を実施するとともに、一般の歯科診療所で治療が困難な障がい者や高齢者を対象とした歯科診療等を行いました。
③ 適切なリハビリテーションが提供できる体制の整備を図り、障がい者の地域社会への参加・参画を支援します。	○ 医療や介護保険のリハビリテーションサービスの普及に伴い、行政の療法士による相談・指導のニーズは減少しているため、今後そのあり方について検討します。
④ また、高次脳機能障がいをはじめとする様々な脳疾患を有する人に対する支援のあり方を検討し、その支援に努めます。	○ 新潟圏域高次脳機能障害支援従事者研修会の開催し、高次脳障害に関する支援方法の普及及び関係者の資質向上を図りました。

(3) 精神保健と医療施策の推進

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
① 精神障がいの予防や適切な精神科医療を推進するとともに、精神障がい者の自立と社会復帰の促進のために、複雑困難な相談や調査研究などを行う精神保健福祉に関する総合的技術センターとして、地域の中核的な施設となる「こころの健康センター」に精神保健福祉施策、自殺総合対策の部門を統合し機能を強化しましたが、今後も区役所や精神科医療機関、また関係機関と連携に努め、さらなる推進体制を構築します。	○ 「こころといのちの寄り添い支援事業」については、相談件数は増えていますが、救急病院からの紹介が少ないことが課題です。今後は救急病院との連携体制を強化するとともに、相談件数の増加に対応するため相談支援体制を充実させる必要があります。 ○ 精神保健福祉に従事する職員を対象に精神保健福祉研修会を開催し、精神保健福祉の正しい知識と理解の普及を図りました。
② また、精神科救急医療対策として、これまで県と共同して休日と夜間における受診の機会	○ 県と共同して、県内医療機関を訪問し、精神科救急医療システム事業の体制強化・充実



<p>を確保してきました。今後は、精神科救急情報センターの設置も含めて救急医療のさらなる充実について検討を行います。</p>	<p>への協力依頼を行うとともに、「精神科救急医療システム連絡調整委員会」や「精神科救急情報センター設置・運営検討委員会」の中で、当該事業のあり方や各機関の役割、診療体制等について検討を行いました。</p> <p>その結果、H26年度より夜間の救急体制が強化されることとなり、併せて、H26.3.31に新潟県精神科救急情報センターを開設しました。</p> <p>今後は、精神科救急情報センターの機能強化や平日昼間の救急体制の整備などが課題です。</p>
<p>③ さらに、こころの健康推進のため保健師等への研修や、「うつ・ストレス」に関する講座の開催、パンフレットの作成により正しい知識と理解の普及啓発を図ります。</p>	<p>○ こころの健康センターでは、各区や支援関係者からの要請に応じ、個別支援やカンファレンスの参加、教育研修の開催等、技術援助を行いました。地区担当制を徹底し、各区に職員が出向くことで、顔の見える相談しやすい体制構築されました。</p> <p>○ 「臨床心理士によるうつ・ストレス相談」（土曜日開催）の実施、メンタルヘルスセミナーなどの講師派遣（出前講座）を行い、市民への普及啓発やこころの健康の増進を図りました。「うつ・ストレス」に関連した他の精神疾患、心理社会的問題などの複雑困難な事例も多く、職員の専門性の向上、関係機関との連携が課題です。</p>

### 3 雇用促進と就労支援

#### (1) 雇用促進と一般就労の支援

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① 今後も、国・県や関係機関との連携を強化しながら、一人ひとりの障がい特性に応じた支援を行えるよう、障がい者雇用の促進と就労支援に関する施策を進めていきます。</p> <p>市・ハローワーク・商工会議所・賛同事業所により構成される「雇用促進協議会」と連携して、一人でも多くの障がい者が雇用され、安定した雇用につながるよう、事業主への啓発に努めるとともに、障がい者の就労に関する相談の機会を設け、障がい者就業・生活支援センターでも、障がい者の就業や、職業生活などについての総合的な支援を行います。</p> <p>障害者自立支援法による就労支援事業や、障がい特性に応じた職業訓練により、就労機会</p>	<p>○ 新潟市障がい者就業支援センター・こあサポートを開設し、障がい者や企業に対する相談、定着支援といった直接的な支援を行うとともに、労働局等行政関連機関や企業と連携し、総合的な支援を行いました。</p>

<p>の拡大を図ります。</p>	
<p>② 事業者に対する障がい特性への理解を進めるとともに、障がい者の働く意欲の向上を支援し、障がい者の職場への定着や雇用の拡大、在宅就業障がい者への支援に努めるとともに、就労前の準備や就労後の定着を支援するジョブコーチ（職場適応援助者）の活用を図るなど、支援体制を整備します。</p>	<p>○ 障がい者雇用に取り組む企業等のネットワーク「みつばち（H26.2.16、参加団体30団体）」を立ち上げ、企業、教育機関、行政が、相互に相談・支援や情報交換できる体制を整備しました。また、同ネットワークとの共同主催で障がい者雇用に積極的な企業を認定する制度を創設しました。</p> <p>○ 就職前の相談から就職後の定着を支援するジョブコーチ（こあサポート職員）を活用し、実習や雇用先の拡大に取り組みました。就業者の増加に伴い、ジョブコーチの需要が増していることから、人員の確保が課題です。</p>
<p>③ 障がい児と保護者を対象に、福祉施設や企業で行われている作業を体験する機会を設け、進路について考える場を提供します。</p>	<p>○ 福祉施設や企業で行う作業の体験会を開催しました。</p>
<p>④ また、一般就労と福祉的就労の中間的な就労の場としての「社会的雇用」を始めとした先進的取り組みについては、事業所の要件や効果の検証などを考慮し、検討していきます。</p>	<p>○ 左記方向性に向けた取組みを検討しました。</p>
<p>⑤ さらに、障害者雇用促進プロジェクト、障害者雇用推進フォーラム、関係機関就職対策連絡会議などで労働関係機関や教育機関等との連携を強化するほか、障がい者を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を、市が率先して活用します。</p>	<p>○ 障がい者多数雇用事業者からの物品調達が増加しており、着実に成果を上げていますが、登録事業者の拡大が課題です。</p>

(2) 福祉施設等への就労の支援

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① 今後も授産製品や請負業務などを市民にPRして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための方策について検討を進めます。</p>	<p>○ 「まちなかほっとショップ」を活用し、障がい者が作った製品や作品の販売支援を行いました。また、「まちなかほっとショップ」出張販売を啓発イベント等で行い、障がいに対する理解促進や販路拡大に努めました。しかし、工賃を増額するための方策として、より一層の販路拡大を図る必要があります。</p>
<p>② 障がい者施設や障がい者を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を、市が率先して活用します。</p>	<p>○ 障がい者優先調達方針の策定（H25年度）や障がい者雇用に積極的な企業を認定する制度を開始（H26年度）するなどし、障がい者雇用企業からの製品の調達を推進しました。</p>
<p>③ また、企業への就職が難しい障がい者の身近な就労・創作活動などの場として、地域活動支援センター等の整備を促進しながら、地域活動支援センターの障がい福祉サービスへの移</p>	<p>○ 地域活動支援センターⅢ型については、新規で17箇所の施設整備を行い、計10事業所が障がい福祉サービスに移行しました。</p>

行支援も行います。

#### 4 療育・教育の充実

##### (1) 就学前療育の充実

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① 障がい児が、身近な場所においてより良い専門的療育が受けられるよう、療育支援体制の整備について検討を進め、発達障がい支援センター、児童発達支援センター、幼児ことばとこころの相談センターなど療育体制の整備・充実を図ります。</p>	<p>○ 発達障がい支援センター等による専門的な相談支援を実施するとともに、身近な場所で療育が受けられるよう全区で療育教室を実施しました。また、各保育園・幼稚園の主任保育士等を対象とした発達支援コーディネーターを養成するなど、療育体制の整備・充実を図りました。</p> <p>○ 本市の中核的な療育支援機関「（仮称）こども発達支援センター（ひしのみ園と幼児ことばとこころの相談センターを統合）」を建設しています（H27.4 開設予定）。両機関の機能を集約し、専門性を高めていくとともに、地域の療育事業等の支援強化を図ります。</p> <p>○ 4つの区に障がい児支援コーディネーターを配置（H26.10、委託相談事業所から基幹型相談支援センターに配置換え）し、障がい児に関する専門的相談体制の充実を図りました。さらに、障がい児支援コーディネーターの情報共有や相談スキル向上を図ることを目的とした支援会議（毎月実施）を行いました。</p>
<p>② 研修による保育所職員の能力向上や保育所への専門相談員の派遣などにより療育体制の充実を図ります。</p>	<p>○ 園における発達障がい児支援の専門性を向上させ、関係機関との連携を強化するため、発達障がい児支援のリーダー的役割を担う発達支援コーディネーターの養成を行いました。また、幼児ことばとこころの相談センターの巡回支援専門員等が保育園を訪問し、専門的助言を行うなど、療育体制の充実を図りました。</p>
<p>③ また、市内すべての保育園で障がい児の受け入れを行います。</p>	<p>○ 市内すべての保育園で障がい児の受け入れ体制を整備しています。</p>
<p>④ なお、発達障がい者支援体制整備検討委員会において、今後の療育支援体制を検討し、その充実に努めます。</p>	<p>○ 発達障がい者支援体制整備検討委員会では本市の療育支援体制について検討を行い、療育教室や発達相談の実施、発達支援コーディネーターの配置など、支援体制の充実を図りました。</p>

(2) 学校教育の充実

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
① 個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進め、特別支援学校や特別支援学級等の適正な配置や相談体制の整備を含めて、よりよいあり方を検討します。	○ 特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室に対するニーズは依然として増加傾向であり、教育委員会で受け入れ体制の整備を進めました。今後も、ニーズに応じて整備する必要があります。
② また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、教室の改修や備品の整備も図っていきます。	○ 特別支援学級の整備や、学校のバリアフリー化について、個別の状況に合わせて整備を行いました。
③ 通常の学級に在籍する、支援や配慮を必要とする児童・生徒について、教職員の早期の気付きや適切な理解を深めるために、特別支援教育コーディネーターを核として、校内に設置している校内委員会の機能の充実を図っていきます。	○ 特別支援教育コーディネーター、校内委員会については、すべての学校・園に設置されました。今後は、校内委員会の開催回数や検討内容等の充実を図る必要があります。
④ また、校内委員会の中心となる特別支援教育コーディネーターに対して、指導力の向上を図るために研修内容の工夫を図ります。	○ 特別支援教育コーディネーターの全体研修（年2回）・選択研修（年8回）を開催し、指導力の向上を図りました。今後、特別支援教育の動向や課題を踏まえた研修内容を検討する必要があります。
⑤ さらに、通常の学級や特別支援学級に在籍する、配慮や支援が必要な児童生徒に対する人的な支援として特別支援教育ボランティアをニーズに応じて配置をしていきます。	○ ボランティアの登録件数は増加していますが、実働の件数は、ほぼ横ばい状態となっています。ボランティアが活動しやすい環境を検討する必要があります。
⑥ 個別指導の充実については、障がい等がある児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援や配慮の必要な児童・生徒も、各学校で「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援に取り組むように努めます。	○ 個別の指導計画は、特別支援学級においては100%の作成率ですが、通常学級の配慮を要する児童生徒においてはほぼ半数の作成率となっています。今後、教育委員会で働きかけを行い、作成率を高めていきます。
⑦ 就学や進学および就労など将来の方向性について、保護者と一緒に考え、進めていきます。	○ 市の就学支援・相談の流れが浸透してきており、相談者が増加しました。区の教育支援センターを設置するなど、市民が相談しやすい環境を整えていきます。
⑧ 今後も、「入学支援ファイル」や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」をもとに学校や関係機関への情報の共有化に努めるとともに、それらの作成率の向上に努め、次の段階に必要な支援や配慮が適切に繋がるように努めていきます。	○ 就学予定児については「入学支援ファイル」が浸透してきており、保護者や学校とともにその活用件数が増えました。今後も継続していきます。
⑨ また、教職員の理解促進や指導力の向上のため、教職員のニーズを把握しながら、総合教育センターや特別支援教育サポートセンターで開催している特別支援教育に関する研修会の内容の充実に努めていきます。	○ 特別支援教育の各分野において専門的な研修を行うとともに、管理職を対象にした研修を行いました。今後、職位別の研修も含め、あり方を検討する必要があります。

(3) 放課後活動の充実

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① 障がいのある児童・生徒が、特別支援学校等の放課後に活動する場の確保に努め、子どもたちの健全育成を支援するとともに、保護者や家族の就労支援や負担軽減を図るため、障がい児放課後支援事業を継続して実施していきます。</p> <p>障がい児放課後支援事業は、年々、利用希望者が増加しているため、特に長期休暇中の会場数を増やすなど受け入れの拡大を進めます。</p>	<p>○ 障がい児放課後支援事業については、障がい児を抱える保護者の就労の増加や、発達障がい児の増加に伴い、長期休暇時を中心に利用者が増加しました。今後は、放課後等デイサービス事業（国事業）への移行を推進し、放課後支援事業の縮小・廃止を見据えながら、長期休業時の受入拡大を検討していく必要があります。</p>
<p>② また、福祉施設などにおける日中一時支援事業、放課後等デイサービス事業の活用や、ひまわりクラブでの障がい児の受入れなど、より身近な地域での放課後等活動の充実を図ります。</p>	<p>○ 日中一時支援事業、放課後等デイサービスの事業所は増加していますが、事業所の定員の都合により、利用日数が限られる場合があり、さらに継続して充実を図る必要があります。</p>

5 生活環境の整備

(1) 住宅環境の整備

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① 障がい者の生活の場を確保するため、各種事業を展開し、誰もが生活しやすい住宅の提供の促進を図るとともに、住宅に困窮する低所得の障がい者に配慮するため、市営住宅の建て替えに際しては、障がい者向け住宅として整備するほか、ユニバーサルデザイン化を図ります。</p>	<p>○ 計画した市営住宅について、ユニバーサルデザインに配慮し整備しました。今後も市営住宅の整備の際には、ユニバーサルデザインに配慮した住宅とし、併せて障がい者向け住宅の整備を検討します。</p> <p>○ 健幸すまいリフォーム支援事業により住宅のバリアフリー化などを支援し、誰もが生活しやすい住環境の整備を進めました。これまでの取り組みの検証を行い、今後の取り組みについて検討していく必要があります。</p>
<p>② また、各種制度のより一層の周知を進めるほか、民間事業者とも協力・連携しながら、身近な地域における障がい者の住居の確保を支援していきます。</p>	<p>○ 今後も「福祉のしおり」「新潟市すまいの融資・助成制度の概要」等により、各種助成制度を周知していきます。</p>

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
--------	---------------------------

<p>① 従来実施してきた事業を確実に進めるとともに、道路や建物、交通機関等のハード面のバリアだけでなく、市民の心（ソフト）のバリアを取り除くため、市民や民間企業の意識の向上を図り、また理解や協力を得られるよう福祉のまちづくり推進事業を展開していきます。</p>	<p>○ 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく信号機整備事業において、公共施設等の周辺の信号機に視覚障がい者用付加装置を整備しました。（H25 年度 2 か所）</p> <p>○ 新潟市交通バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー区間の整備は完了しましたが、従来実施してきた歩道段差解消などの事業推進は継続的に行われており、今後もバリアフリー推進事業を展開していきます。</p>
---	--

（3）防災対策および災害時支援体制の整備

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① 高齢者や障がい者、難病患者等、災害時に自力で避難できない人や避難に時間を要する人で、家族などの援護が望めない人などを対象に、迅速、的確な援護体制をとるために、災害時要援護者登録名簿を作成・更新し、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員、介護等サービス提供事業者などに配付します。</p> <p>これにより、災害時における共助の仕組みづくりを行うとともに、常日頃から地域でお互いに助け合おうとする意識の醸成を図り、自主防災組織や協力自治会による要援護者避難支援計画の作成を支援します。</p>	<p>○ 災害時要援護者名簿の整備について、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員等から協力をいただき、引き続き支援体制を整備しました。</p> <p>その中で、支援者よりも元気そうな状態の要援護者が名簿登録されている等のご指摘があるため、名簿の適正化を図る必要があります。</p>
<p>② また、当事者や障がい者施設などへの防災情報の提供に努めます。</p>	<p>○ 新潟市災害情報伝達一元化システムを導入したことで、より迅速に情報発信が可能となっていますが、多くの皆様からより認識していただけるよう啓蒙活動を行う必要があります。</p>
<p>③ 大規模災害により、避難所が開設された場合には、障がい者が安心して避難生活を続けられるよう、障がいの特性に応じたきめ細かい支援を行う福祉避難所の指定を進め、障がい特性に応じた情報提供などを行うとともに、必要な福祉用具等にも速やかに対応するよう努めます。</p>	<p>○ 福祉避難所の指定（各区に1箇所・8施設）を行いました。また、この他に区で複数の福祉避難所が必要な場合のために、特別養護老人ホームや障がい者支援施設（入所施設）と福祉避難所の協定を締結（57施設）しました。</p>
<p>④ また、被災生活の長期化にともない必要となる相談支援体制についても、関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら、整備を行います。</p>	<p>○ 災害時における相談支援体制を整備する必要があります。</p>

## 6 啓発・広報活動の推進

### (1) 障がいと障がい者に対する理解の普及

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① 様々な普及・啓発事業を通じて、障がいや障がい者に対する正しい理解の促進に努めていますが、周囲の理解がさらに得られるよう、毎年12月の障害者週間や4月2日の世界自閉症啓発デーなど機会を捉えて、それぞれの障がい特性に応じた啓発活動を行います。</p> <p>学校教育においても、副読本の活用により早い時期から障がいや障がい者に対する理解が深まるよう引き続き啓発を行っていきます。</p> <p>啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住みよい社会となるようユニバーサルデザインの考え方を進めます。</p>	<p>○ 共生社会の実現を目的とした「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例」に係る検討会を設置（H25.4）し、新たな条例の制定に向け、検討を重ねました。条例では、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深める取組みとして、周知啓発・研修の実施や交流の機会の提供について定めることを検討しました。</p>

### (2) 福祉教育の推進

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① 幼稚園、保育園、学校教育等を通じて、障がいや障がい児（者）に対する理解を広め、共に安心して暮らしていける社会を目指していきます。子どもたちが同じ社会の構成員として、お互いの人格や個性を尊重し合える心をはぐくむよう、家庭、地域、福祉施設と学校などがともに連携して、障がい児（者）との触れ合いの場や、子どもたちが学ぶ機会、体験する場を増やしていきます。</p> <p>小・中学校では、障がいのある子どもの理解を深め、障がいの有無にかかわらず、共に学んだり体験したりする交流学習を積極的に進めます。</p> <p>障がいや障がい児（者）の理解を図るために、総合的な学習の時間を活用し、障がいのある方を招いて話を聞く、実際に体験（点字や車いす等）をする、障がい児（者）の施設を訪問して一緒に活動するなどの学習にも取り組んでいきます。</p> <p>また、福祉に関する理念や現状などを、分かりやすく解説した福祉副読本を引き続き作成し、児童・生徒に配布します。授業での活用により、今後も学校での啓発に努めます。</p>	<p>○ 小・中学校では、校区内に住所のある特別支援学校在籍児童生徒との「居住地校交流」に取り組みました。今後は、県立特別支援学校にも協力を求め、さらに交流を図っていきます。</p> <p>○ 障がい理解教育については、各地域・学校の特性を踏まえ、総合的な学習等で学習を進めるとともに、校内の特別支援学級の児童生徒の在籍時に校内交流等を行いました。</p> <p>○ 現在の市の課題、新条例の内容を踏まえ、H27年度に「福祉読本」の改訂を行う予定です。</p>

(3) ボランティア活動の支援・推進

施策の方向性	施策の方向性に対する評価及び成果と課題（主なもの）
<p>① ボランティアセンターや市民活動支援センターと連携して、より身近なところで情報提供ができる場所を確保し、ボランティアを行ってみたい市民のために、参加の機会を増やし、情報提供を行います。高校・専門学校・短大・大学生を対象に、夏休みを利用したボランティア活動の体験学習を実施していますが、近年小学生・中学生の参加希望もあることから、さらに早い段階からのお互いを認め合うことの大切さを学んでいただくための工夫をしています。</p>	<p>○ 左記方向性に向けた取り組みを検討しました。</p>
<p>② ボランティア活動を行って地域で障がい者を支えたい市民に、手話や点字、要約筆記、ガイドヘルプ等を知ることや学んだりすることの機会を増やすなど、ボランティア活動を推進する人材の育成に努めていきます。</p>	<p>○ 障がい者を支えるボランティア活動を推進する人材育成のため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員、点訳の講習会を開催しました。派遣件数の多い平日の日中（個人の医療機関への受診）に派遣できる手話奉仕員及び要約筆記（パソコン）奉仕員の確保が課題です。</p>
<p>③ また、従来不足している精神保健福祉ボランティアの育成にも努めていきます。</p>	<p>○ 「こころの健康づくり講座」を開催し、精神保健福祉ボランティアの育成及び市民のこころの健康づくりを図りました。</p>